

岩手県告示第660号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成13年岩手県告示第803号）で告示した家畜改良センター岩手牧場鳥獣保護区、北上市飛勢城鳥獣保護区、前沢町月山鳥獣保護区、川井村達曽部鳥獣保護区、種市町中野西部鳥獣保護区及び九戸村夏間木鳥獣保護区の存続期間を次のとおり変更した。

平成23年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更後の家畜改良センター岩手牧場鳥獣保護区、北上市飛勢城鳥獣保護区、前沢町月山鳥獣保護区、川井村達曽部鳥獣保護区、種市町中野西部鳥獣保護区及び九戸村夏間木鳥獣保護区の存続期間 平成13年11月1日から平成24年10月31日まで